

被災地介護人材参入・定着促進支援事業のご案内

能登半島地震の影響により、人口流出が加速し、人材確保が困難な能登地域に所在する高齢者施設等を支援するため、能登地域（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）に所在する高齢者施設等で就労しようとする方に支援金を支給します。

- ① 同一施設で3か月間勤務した場合 20万円
- ② 同一施設で1年以上勤務した場合 ①に加え10万円を追加支給

※高齢者施設：介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定又は許可を受け石川県内の介護サービスを提供する事業所

※支援金の支給は同一支給対象者につきそれぞれ1回限りとなります。

※異動または転職により勤務先を変更した場合であっても、第3条に規定する要件を満たし、かつ、離職後3か月以内に次の勤務先に就職した場合も対象となります。

支援金の支給を希望する方は、下記申請書類に必要事項を記載の上、石川県社会福祉協議会へ申し出てください。

詳しい情報はこちら（※随時募集しています。）

[案内チラシ](#)（PDF：322KB）

[実施要綱](#)（PDF：529KB）

申請書類

- ① [支援金支給申請書（様式第1号）](#)（PDF：98KB）
- ② [支援金支給業務従事期間証明書（様式第2号）](#)（PDF：67KB）
- ③ [支援金振込口座届出書（様式第3号）](#)（PDF：49KB）

※上記の支援金のほか、他業種で働いていた方が、介護職員または障害福祉職員として就職する際に必要な費用（最高20万円）をお貸しし、介護職未経験者を応援する制度（介護職就職支援金）もごございます。

就職支援金は、石川県内で2年間、介護職員または障害福祉職員として勤務すること（その他条件あり）で返還が免除されます。 → [詳しくはこちら](#)